

第4回 東近江市立学校通学区域審議会 会議録

○日 時 令和4年4月20日(水)午後6時30分から午後8時45分まで

○場 所 能登川コミュニティセンター2階学習室1、2、3、4

○出席者 委員16名、事務局

○次 第

1 開会

2 議事

(1)地域の声、審議会の意見集約

(2)第3回東近江市立学校通学区域審議会における質問事項及び補足資料について

- ・開発地域の状況、通学距離について
- ・他市町の事例紹介

3 閉会

1 開会

委員18名中15名の出席により審議会成立。

傍聴希望者あり。傍聴許可。

2 議事

(会長)

再編計画については、能登川南小学校の児童数の増加と施設の状況から教育委員会が諸々の案、諸条件を検討し、再編やむなしと結論づけ、教育委員会定例会にも諮られ、市長、議会にも報告されて、審議会を立ち上げ諮問され、それを私たちが受けた。

諮問に至るまでの案については、第3回に検討経過と最終案の報告を受けた。

第1回、第2回の審議会では、それぞれの委員が発言され、児童の不安、保護者の不安、具体的には、心のケア、通学路、制服等、多くの課題があることを確認した。

また、教育委員会事務局が対象自治会説明に向き、自治会、保護者の生の声を聞き、第3回の審議会に報告された。審議会では、保護者の不安と要望をよく知った上で答申するという、結論を出すということになる。ただ、その個々全てを我々はここで審議するということではない。本来、教育委員会事務局が回答すべきことを審議会に丸投げされたような感が第3回の時にあり、残念な思いをした。本日は個々の課題、不安については、教育委員会事務局から報告し、事務局としての考えを明言して、私たちが持っている不安、課題について、一步でも理解を深めることができるようにと思う。

また、第3回と第4回の審議会の中に林町、山路町、レインボーシティの自治会長から連名で要望書が私宛に出され、熟読したが、その内容は教育長宛にも写しを出されるようお願いした。教育委員会も、読んで対応してもらえと思う。今日、説明があると思うが、よく聞いていただきたい。

前回の審議会で大量の資料が出されたこともあり、時間の関係上発言してもらえなかった委員がおられるので、今日は全員に意見を出して欲しいと思っている。

山路、林、レインボーシティの自治会長名で、1,237名の署名が提出された。その署名は、私宛に出された内容がほぼそのまま書かれてあった。内容については教育委員会事務局から後程、説明があるので、しっかり聞かせていただこうと思う。それぞれ子どもたちの不安、課題、保護者の不安、課題といったものが、3自治会には申し訳ないが、今日の内容を聞いて書かれたものではないので、不安とか課題が今日の会議の中でもし解決されたら、これらの要望の大半が解決されるという思いもある。そういった意味でも今日の審議を大事にしたい。

(教育長)

資料1で、現時点での、教育委員会の考え方をまとめたので御説明を申し上げたい。

まず、地域の声、要望書を踏まえての意見集約としてまとめている項目について御説明させていただく。白の星印は地元説明の中で出された主な意見で、黒の星印は審議会が出された主な意見である。一つの米印は山路町、林町、レインボー町自治会から要望事項、二つの米印は神郷町から提出された要望事項である。

一点目、転校に対する不安感、子どもたちが抱えてしまうストレスに対してしっかり対応すべきという声。また要望の中でも転校による児童の環境の変化、保護者の負担増と多くの問題が生じるとの御意見がある。

これについてはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職による相談体制を整えながら、事前に学校間での交流会を開催していきたいという説明をさせていただいたが、私としても転校に対する不安感については、本当によく分かると感じて受け止めている。

我々はその不安感がないということで、進めようと思っっているわけではないが、様々な手立てで子どもたちの転校に対する不安やストレス等の解消に繋がりたいと思っっている。

資料5の下段の3つの表は、一番上が今回の再編計画を実施しなかった場合の児童数の推移、あるいはクラス編成の推移である。一番上は、一番問題になるのは能登川南小学校であり、3歳以下になると、クラス数が5クラス、6クラスの状況になる。こういう規模になると、施設的なキャパがオーバーし、基本的には4クラス、プラスアルファ（特別支援教室等）というのが、能登川南小学校のマックスかと思う。

中程の欄は令和6年度に一斉にその校区を変えた場合に、どれだけの人数、クラス数になるかという表である。その場合、3歳以下については3クラスに始まり、その後はずっと4クラスが続く規模に変わる。それと同時に能登川東小学校についても2クラス、能登川西小学校についてもほぼ2クラスの規模になる。この場合、能登川南小学校の3歳、4歳、5歳、6歳、1学年、2学年、3学年は昨年の学年であり、今の5歳が1年生、3歳から3、4、5、1、2、3が令和6年度の構成になる。

それを見ても、全て4クラス以下に落ち着く状況が見受けられる。もうひとつ下にいくと、令和6年から新しく1年生になる子どもから校区を順に変えていった場合のクラス編成である。3歳が3クラス、4歳が4クラス、5歳が5クラス、1年が4クラス、2年が4クラス、3年が3クラスと、平均を取ると4クラスであり元々設定している4クラスのキャパに収まる。新しく1年生に入る学年から順次、校区を変えても、南小学校のキャパは超えないことを御理解いただきたい。このことから、新1年生から段階的導入ということを考えても、能登川南小学校の施設的な規模はクリアできることが明らかになっているので、このような案も検討の一つに加えたいと思っっている。ただ、それで全てが解決するというのではなく、その場合、1年生だけで通学しないといけなとか、兄弟はどうなるのかとか、それ以外の要素も出てくるので、議論を重ねながらお話をさせていただきたいと思っっている、我々としては、転校による不安やストレス等の解消案として、新1年生から段階的に新しい校区に変わることを検討材料に加えたいと考えている。

学校施設の整備に対する考え方は、能登川南小学校は古くて建て替えも考える時期ではないか、増築も考えられるのではないかと御意見をいただいている。能登川西小学校は普通教室3室を増築して1学年2クラスに対応できるようにしたいと考えている。能登川南小学校については大規模改修を行って、1学年4クラスに対応したいと考えている。能登川南小学校は耐震基準を満たしており、諮問計画の校区再編の形をとれば、増築の必要はなく大規模改修で対応したいと考えている。

隣接する旧コミュニティセンター用地を活用しながら増築ができるのではないかと御意見もある。それも可能かと思うが、増築の手法や施設の運営上、かなり難しい課題も出てくると感じているし、もうひとつの目的である、能登川地区3小学校の適正規模化が達成できない。東小学校については、施設規模は満たしており、計画的に大規模改修を進めたい。

通学路の安全対策については、能登川西小学校への通学路整備が必要との判断で、用地買収がすでに進められているのではないかと御指摘もある。審議会でもすでに、能登川西小学校から山路町に向けて農道の延長をしたいとの考え方を示した。

山路町地先から西小学校に行くには、県道2号線か、2号線からもう一本琵琶湖側の道路、あるいはもっと琵琶湖側の道路とそれぞれ移動する方法がある。現在は通学路とはなっていないので、安全対策が必要になってくる。そうした中で能登川西小学校から農道が山路町の手前まで続いており、それを延長すると、山路町に最短距離でつなげることができる。農道であり通過交通もなく、通学路としては非常に安全ではないかと思う。この道の整備を検討に加えたいと考えている。

計画案ありきで用地買収も進んでいるのではないかと御指摘を受けているが、このような可能性について審議会の中で触れさせていただくため、土地の所有者に了解を取ったということであって、決して用地買収の交渉を進めているということではないので、御理解をいただきたい。もう一点、能登川東小学校へのルートで、レインボーシティから能登川東小学校へ行く場合、垣見隧道ができ、隧道の上の線路沿いに歩道がつくようになっている。そこを通ると、レインボーシティの方については駅沿いに歩き、歩道を通過すると隧道を越えられ、そこから垣見の方の通学路を利用すると、比較的 safely 通学できると考えている。その他のルートについては、地域の方と一緒に現場を確認しながら、危険箇所について、できるだけ速やかに安全対策を施していきたいと考えている。

制服、ランドセルなどの学用品についての考え方は、基本的には従来の学用品は継続して使用できるようにしたいと考えている。長期的な部分、例えば制服についてはもういらぬのではないかという声も聞かせていただいている。それについては、学校とPTAでの協議になると考えている。

新しく市街化区域に入れられた地域を東小学校区にすれば問題は生じないのではないかという意見がある。平成31年3月に新たに市街化区域に編入された区域を東小学校とする。

同じような事例が野洲市でもあり、そこを参考に進めてはどうかという御意見もある。今回の再編計画案は次の3つの目的を基に立案している。一つ目は能登川南小学校の教室不足への対応、二つ目は能登川南小学校の大規模校化への対応、1学年4クラス程度にする。能登川東小学校、能登川西小学校を1学年2クラス程度にして、適正規模化を図るとのこと。三つ目は、児童が通学において過度の負担とならない適切な通学距離を目指したいということ。

能登川東小学校の校区は東西に長く、以前は2つの分校が設置されていた。分校廃止後も、通学距離の長い地域はスクールバスを運行し、低学年は通学している。新たに市街化区域に編入された区域、佐生町、長勝寺町を能登川東小学校区とすると新たに長距離通学区域を生むことになり適切ではないと考えている。

資料4、赤で囲っている部分が市街化区域に編入された区域である。佐生町については、東小学校まで2.8km、南小学校までは1.6km。長勝寺町地先になると、東小学校までは3.0km、南小学校までは1.7km。これだけの距離の差を強いるということは、長期的に考えると適切な校区設定ではない。同時に、南小学校、東小学校、西小学校の適正規模化という、もう一つの目的も達成できない。

野洲市の事例は通学距離の負担がずいぶん違う。近いところで0.7km、遠いところで1.4km、遠い学校を選ばれたと言っても1.4kmのところに変更されたということ。これくらいの距離の差であれば、そういう選択肢もあったかもしれないが、さすがに倍近く延びるということに関しては、適切でないという判断をせざるを得ない。

開発区域の事前協議があったはずで、その段階での判断はどうだったのかとの御質問については、市街化区域への編入は、圃場整備が行われていない農地を中心に行われたと承知している。都市計画区域の決定権は、滋賀県にあり、県が関係機関と協議を整え、最終決定を行うものとなっている。当然、関係機関の一つに東近江市は挙げられ、東近江市と協議があった際には、市としてその段階で内部協議が実施されている。教育委員会へは、協議ではなく事前説明という形でされた。その段階では、住宅戸数、開発年次など詳細な事項が示されたものではない。学校の施設規模、校区の検討について

は、事業者が計画年次に合わせて提出される開発協議によって行うことと判断したもの。現段階で、編入区域の7割程度で事前協議が提出され、開発年次、区画数等が概ね把握できるようになってきたため、その年次計画を基に検討し、今回の校区の再編が必要と判断し、再編計画案を策定したものであり御理解願いたい。

客観性のある推計方法により算出された複数の推計値に基づき慎重な検討を行うべきとの御意見がある。児童数の推移について、資料の内容が大括りで分析するうえで必要な基礎的データとしての情報が示されていないということ。今回の考え方としては、わかりにくい係数を用いて算出した数値より、実例となるレインボーシティの中の西側、県道沿いの57戸の世帯構成、年齢分布を利用したものの。最新のデータをできるだけ取り入れるべきという御意見もあるが、コロナ禍においては、出生率は若干低下している状況であるが、クラス数を変動させるほどの大きな影響はないと判断をしている。

審議会の諮問案を作る段階で、地元同意を得なかった理由はどういうことか。あるいは、校区再編の決定は最終どこがするのか、審議会の答申が決定なのか、どういう形で審議会に「地元の同意が得られた」との説明をするのか、地元説明会は前回の1回で終了かとの御意見をいただいている。諮問に先立って、保護者や地域住民に対して事前の説明や調整がされていない、手続き上重大な瑕疵があるという御指摘もいただいている。十分な調査検討を行う期間を設けずに審議が進められている、審議の期間が短い。あるいは、7月末に答申を行う審議会のスケジュールはどういうことかと。あるいは、審議会委員は審議会に責任を負わされていて、「重い十字架」を負う状況にあるとの御意見もいただいている。審議会は第三者機関として客観的視点から、諮問した校区再編（案）の妥当性を判断いただくもの。審議会の期間は、7月で答申をいただきたいと考えているが、9箇月という設定をさせていただいた。本市が従来やっていた審議会の期間、あるいは他の市町で行われているものと比較しても決して短いとは考えていない。ちなみに、野洲市の例を参考にとのことのお話があったが、野洲市は2箇月で実施している。

最終判断、決定は教育委員会が行う。審議会委員にその責任を取っていただくということはない。

教育委員会が全責任を負う。地元には最終判断をする前に説明会を開催し、丁寧な説明を重ねることにより、理解を求めたいと考えている。答申をいただいてそれで終わりというわけではない。その答申に基づいて、再度、地元には丁寧な説明にまわりたい。その中で出てくる様々な、今までの意見よりも細かい点を何度も協議を重ねながら、御理解をいただける案に持っていき、そういった形で最終決定をしていきたいと思っている。

施設整備、通学路安全対策については予算が必要になってくるため令和6年度からの実施が可能となるように予算確保も考えながら、スケジュールを組み立てている。

自治会説明において誠意を欠いた説明責任を放棄した発言が目立ったという御意見をいただいている。また、再編案は、一方的に子どもや地域に大きな犠牲を押し付けるものであるとの御意見もいただいている。通学区域変更の優先事項を「子どもたちの心の安心安全」より「適正規模化」という発言があったことが指摘されている。審議会の委員に地元の代表者を排除しているとの質問に対し、「当事者が入ると中立性が確保できない」との回答があったという御指摘もいただいている。丁寧な説明、質問に対する適切な回答が出来ていないとの声を多くいただいている。今回の自治会説明会では、校区再編計画案に対する地域や保護者の声を聞かせていただくということを目的としたもので、協議の場と捉えていなかったため言葉足らずの説明になった部分が多く申し訳なく思っている。特に、通学区域の変更の優先事項を「子どもたちの心の安心安全」より「適正規模化」と発言したと受け止められたなら謝罪し、訂正したいと考える。どちらを優先するかというのではなく、「子どもたちの心の安心安全」にもしっかりと配慮する必要があると考えている。

校区再編案は決して一方的に押し付けるつもりはなく、保護者や地域の方々の不安感を取り除く手立てはしっかり講じたいと考えており、冒頭に申し上げた段階的導入もその一つであり、御理解をいただきたいと思っている。丁寧な説明を重ねる中で、今後も住民の方々の御理解を求めたいと考えて

いる。

「審議会の委員に地元地域の代表者が入ると中立性が確保できない」と受け止められる発言については、決してそういったことではなく、校区毎の自治会代表者は自治連に相談の上、選出していただいているものであり、保護者代表には地元地域の方にも加わっていただいている。決して、地元の方を排除するという考え方の中で審議会の委員を選出されたのではないということを理解いただきたい。

各地域の説明会での意見を審議会で報告するとしているが限られた時間での報告は不可能であるという御指摘をいただいている。確かにその通りで、説明会で出された意見は、審議会委員に資料として配付し報告しており、今回のように主な意見については、丁寧に説明する中で議論いただき、進めていくということ。

校区再編は、市内全域の状況を踏まえ対応すべきで、能登川地区だけを場当たりに進めるべきではないという御指摘をいただいている。合併以降、八日市南小学校の分離、箕作小学校の新設に対応するために審議会を立ち上げ、それを進めさせていただいた。これは能登川南小学校と同じように規模が大きくなり過ぎた学校の対応策として行ったもの。もう一点は政所小学校、甲津畑小学校と山上小学校との統合などについても審議会を立ち上げて進めさせていただいた。これは逆に、非常に小規模になった政所小学校、甲津畑小学校の今後の運営を議論いただき、山上小学校との統合の判断をいただいた。それぞれ、直面した課題に対し、時機を失することなく対応してきているものであり、今回の事案についても、同様の考え方である。決してここだけを取り上げているわけではない。

通学路の安全性が確保されていないということについて、神郷町の要望書の中に出されており、実際に神郷町から能登川南小学校まで、また能登川南小学校から長勝寺町までを歩いて確認した。実際に子どもたちが歩く時間ではなかったが大きな問題はないと感じた。神郷町、長勝寺町からは既設の通学路に比較的早い段階で合流ができるので、今の子ども達と同じルートが使えると思う。その際に、横断歩道の設置などいくつか対応すべき点もあったので、道路管理者や公安委員会に要望し、整えたいと思っている。

学区再編とスクールバスの運転手不足の課題は協議の場を分けるべきという御意見については、スクールバスの運行は遠距離通学に伴う課題であると認識しており、今回の再編の中で同時に解消できるのであれば、少しでも解消に向けて進めたいと思う。

数日後に小学校でPTA総会が行われるので、再編計画について説明の上、御意見をもらいたいと思っている。第5回の審議会では、その保護者の御意見を報告し、議論をお願いしたいと思っている。

今日はたくさんの資料をお配りしているので、今、十分にお目通しいただけていない部分は残るかと思う。そういった部分での御意見についても出していただけて、御審議に加えていただき、最終的には答申に向けての意見集約をお願いしたいと思っているが、第6回審議会では答申内容の決定というスケジュールを今のところは考えている。時間が足りなければ、第7回の可能性もある。

答申を受けた後、関係自治会、保護者への説明を重ねて、様々な意見に対する細部に渡る方針を決定していこうと考えている。決して一方的に押し付けるという考え方ではないので、御理解をいただきたい。基本的には令和4年中に、教育委員会において、能登川地区小学校通学区再編計画を決定していきたいと思っている。令和4年中という意味は令和5年度の予算に反映をさせようとする、令和4年中に方向付けをしていかないと予算には間に合わないというスケジュール立てになっている。

(事務局)

資料による説明。

1点目は能登川地域の住宅開発の経緯について(資料2の都市計画区域図)、能登川地域の都市計画区域は、昭和48年の12月に都市計画法の規定に基づき区域決定している。

着色部分は市街化区域、それ以外の白地のところは市街化調整区域。市街化調整区域は市街化を抑制する区域であり基本的には宅地開発はできない。一部新種やドリームハイツのように新興団地もあ

るが、これは昭和 48 年の都市計画区域の線引き直前に開発されたもの。既に説明しているように東小、西小の校区の市街化区域は残っていないため今後大幅な人口増は見込まれない。

一方、市街化区域は市街化を促進する区域で駅に近い区域に設定されている。昭和 48 年線引き当時は佐野地区や山路・林地区に農地が多く残っていた。佐野地区では昭和 50 年代に活発に開発が進み、その後今日まで緩やかに宅地化されてきた。

山路・林地区については、平成に入り駅西區画整理事業が行われ宅地化が進められた。佐野地区の開発に加えて駅西の區画整理により、南小学校区での人口増加が顕著となり、平成 17 年に大幅な児童数増加が見込まれたことから、旧能登川町において山路地区の西小学校への異動を含めた校区変更が検討されたもの。従って、平成 17 年の校区再編は都市計画区域の見直しに伴うものではなく、既に市街化区域に決定されている山路・林地区の區画整理事業による人口増に伴う再編計画であった。

この都市計画区域は、昭和 48 年以降軽微な区域変更はされているが、大きな宅地造成が見込まれるような大幅な変更はこれまでされていない。

今回、平成 31 年に青の太線で囲んだ部分が市街化区域に編入された区域である。面積は 12 ヘクタールだが、この区域に桜ヶ丘が含まれるため宅地造成ができる面積は約 8 ヘクタールとなっている。

市街化に編入される段階で協議がなかったのかとの御質問もあったが、教育委員会へは、区域編入されることの説明は受けている。

市街化区域の開発はあくまでも民間事業者による開発で地権者や開発業者の動向により予測不可能な部分があるため、具体的な検討はしていなかったが、一昨年から開発の動向が明らかになってきたため校区変更の検討に入ったもの。

資料 5 は、新たに市街化区域に編入された地域を含む、南小校区内のここ数年の開発の動向。緑の太線が、現在の校区である。青丸の数字が、南小学区で近年造成されたところ。造成地単位の開発許可年度、開発の状況、予定を含む區画面数を右側に表にしている。この表の現状と今後 2、3 年の将来予測を仕分けしたものが下の表になる。この現状での青数字の造成區画が 134 區画ある。

資料 5 上段の表の南小 0 歳児 139 名となっている要因のひとつがこの 134 區画の造成によるものとも考えている。赤丸の数字が、新たに市街化区域に編入された区域である。このうち 10 番、11 番については造成が完了しており 10 番は神郷地先であったことと、東小学校までの距離も 2.5km 以内であったため東小学校区からの校区変更の対象とはしていない。

諮問書の中でも 2.5km という表現をしているが、この 2.5km の根拠は何かという御質問もいただいた。通学距離については法令上、小学校にあっては、おおむね 4 km 以内との定めがある。本市では、通学バスを利用できる遠距離通学の基準を小学校 1～2 年で片道 3 km と定めている。いずれの基準も補助金や行政サービスを受けるための基準であり、厳しめに設定されている。

教育委員会では、一部の地区で通学距離が 3km 近くあることについて、低学年の子どもにとっては負担が大きいという認識を持っている。

今回、諮問の中では、小学校低学年の通学による負担を少しでも軽減するために示した変更案であり、その距離をおおむね 2.5km と表現しているが、あくまでも目安としているもので、このことを通学区域決定の基準とはしていない。

今回、この市街化区域に編入された区域については、これから造成される又は造成されていても家が建っていないため、資料 5 の下段の表で推計している。この推計方法としては、レインボーシティ西側県道沿いの団地の入居時の世帯構成をサンプルに推計している。

このうち 21 番については、駅西に建築中のマンションになり、マンションの戸数は 129 戸ではあるが、子育て世帯の入居は 40 戸程度と確認しているので、推計では 40 戸で算定しており、ここ数年で、南小学区で 445 戸が新築され大幅な児童数の増加を見込んでいます。

推計方法により、多少の増減はあるかもしれないが、そう大きくずれるものとは考えていない。

南小学区については、今後もマンション建設等の可能性は否定できず、校舎の増築や仮設校舎によ

る対応では、この問題を回避できないと考えている。

資料4の通学距離については、諮問の際にそれぞれの地区からの距離を説明したが、この資料では山路から西小学校への農道を一部新設した場合の距離に置き換えている。図面の左側、ピンクの線がその農道になり、破線部分が田んぼで途切れているので、約100m農道を新設するもの。このことによって、近いところで約700m、遠くても1.3kmと500m近く短くなり、安全も確保できる。

もう1点は、新たに市街化に編入された区域からの通学距離については図面には赤字で表示している。南小へは1.6km、東小へは2.8km（長勝寺の部分からは南小へは1.7km、東小へは3km）ある。この地域を東小にすればという意見もあるが、もともと地域の大半が南小学校区である、この地域を過度の通学負担を強いる東小学校区とすることは、適当ではないと判断した。

もう一点、オレンジで表示している神郷、長勝寺からの通学距離について、長勝寺は、東小まで3km、南小へは1.7km～1.9kmと1km以上近くなる。児童の通学の負担を考えると、南小の過密化の解消とは矛盾するが、児童数も少数であり、この際、学区変更することが適切と判断した。

神郷についても同様の理由での提案ではあるが、地元の説明をしたところ、長勝寺と比べると通学距離短縮のメリットは少なく、それよりも学区が変わることの負担の方が大きいという意見が大半であり、神郷については、弾力的な運用も検討すべきかと考えている。

（事務局）

前回の審議会で長浜市の学区再編の話があった。長浜市教育委員会に確認したところ、小学校区と中学校区が異なる地域があり、その地域から中学校へ進学される児童数が少ないことから、中1ギャップや通学距離の問題を懸念して、自治会等から小学校区の見直しの要望が提出され、現在の小学校区について、校区の変更はしないで、学区外就学で対応をされている。

山路町の要望の中で野洲市の事例があげられている。この事例についても野洲市に確認したところ、調整区域が市街化区域に編入されたことにより野洲小学校への通学児童の増加で定員数を超えることが見込まれたことから、通学距離が長くなる北野小学校への変更を諮問され、審議の結果、諮問のとおりで答申されている。

対象地域が新しく編入された地域であれば、転校等、児童生徒の負担を強いることがないことや通学距離が長くなる点で、今回の能登川地区と似た事例とのことであるが、本来、野洲小学校まで約700mのところを北野小学校までは1,400mとなるとのこと、本市の場合とは、通学距離の負担は異なるのではないかと考える。なお、北野小学校の児童数は平成27年度より200名ほど増加しているが、現在、新しく編入された地域は開発が進んでおらず、実際に北野小学校へ通学されている児童はないと聞いている。

県内においては、大津市で平成16年度に瀬田北小学校から瀬田小学校又は瀬田東小学校に通学区域を変更した地域の全ての児童等について、瀬田北小学校に通えるよう平成31年4月から通学区域を元に戻す見直しをされている。この事例は、瀬田北小学校区自治連合会から強い要望があったことや、学区内に大規模な宅地開発があることを踏まえて見直しされたもので、見直しにあたっては、3年間の経過措置を設け、瀬田小学校又は瀬田東小学校への入学を希望する場合は、入学できるとし、現在、瀬田小学校又は瀬田東小学校に在籍している人、また経過措置中に瀬田小学校、瀬田東小学校を選択して入学した人は、卒業まで同じ学校に通うことができるとしている。経過措置期間終了後についても、新1年生は、瀬田北小学校に入学することになるが、兄や姉が瀬田小学校又は瀬田東小学校に在籍している場合は同じ学校に入学することができるとしている。経過措置期間に加えて、保護者に対する十分な説明と周知を行うこと、対象地域の児童・生徒の心身に負担をかけないよう配慮することが附帯意見とされている。

埼玉県北葛飾郡松伏町の事例では、「変更に伴う対応」として、適用開始時期の1年前に入学する児童についても、新しい通学区域学校に入学することができるとしている。同じく埼玉県の鴻巣市（こ

うのす)では、諮問の中に、但し書きで経過措置について審議事項とされている事例もある。

通学区域の見直しについては、能登川地区同様に地域の様々な課題に応じた対応が求められることから、対象地域の児童・生徒の心身に負担をかけないように配慮し、スムーズに新しい通学区域への移行ができるように経過措置や経過措置期間が設けられている事例が多く見受けられる。

(会長)

第3回までの疑問点について、ほぼ全てお答えいただけたと思っている。他府県も含めて、色々な事例についても説明があった。資料による説明も最初からこういうのが出ていると、我々の理解も早かったという思いもあるが、この資料が出たことで、今後の開発や、児童数の推計についても、かなりよく理解できる方向に進んだというのが私の今の感想。一人一人から御意見を伺いたいと思う。

(A委員)

はじめはこのままで良いと思っていたが、審議会でいろんな意見を聞き、南小学校児童を2つに分けてしまうことは難しいと思うので、異動対象の児童を西小か東小に固めてしまうのも一つの案と思った。ただ、保護者がどういう考えを持っているかによって変わるかと思うので、何とも言えない。

(B委員)

南小学校がパンク状態になるという認識をした。3項目を目的にして考えられたということもよくわかった。ベストが何かということについては、分からない。個人的に思っているのは、在校生含め一斉に動くのと、新1年生から順番に動く、あるいは猶予期間という話だが、自分がもし親になった時に子どもがどうしたら一番いいのかなってというのは非常に難しい部分かと思う。1年から行くのが一番良いが、兄弟がいて、違う学校に行っても良いのかとか、兄弟のいるところだけ同じ学校に行ったら、隣の子とは違う学校に行く、という現象も起こる。自分の立場になると、現実的な事を考えると、なんとかしないとイケないと思うが、その辺のフォローがうまくいかか心配である。結果的にどうしなさいということはないが、非常に難しいと思っている。

(C委員)

物理的にこういう方法も仕方がないかと思っていたが、今までずっと南小に通っておられたところを他の学校へ移すというのは、かなり抵抗があるというか、問題を指摘されているので、それに対応した内容で考えてもらった方が良いかと思う。

(D委員)

丁寧な説明をしていただいた。この説明を初めから聞いて議論をしていたら、もっと建設的な意見も出たし、当事者の親の皆さんの意見を聞くと、自分が親の立場だったら、そう思うだろうし、子どもを一番に考えるだろうなと思って、第3回の意見を読んだ。このような丁寧な説明を何回か繰り返しながら、説明していただき、その上でまた議論をしていったらどうかと思う。また心配が一番だと思うので、お願いしたい。

(E委員)

1回目から3回目までにはなかった丁寧な説明をしていただき、理解できた部分が多かった。

これまでの説明では、対象地域の方々には理解してもらえないだろうなと感じていた。やっぱり対象地域の方々に親身になって、要望も聞き入れてもらえたら、理解をもっと得られるのではないかと思う。経過措置も取り入れていかないと、一斉に転校するのは負担が大きいと思う。そういうところをしっかりと考えて、進めていって欲しい。

(F委員)

用意された資料を改めて拝見し、学校規模の適正化を図られるということ。生徒が増えて教育の質が下がる、学校の雰囲気が変わってしまうこと。生徒が減少している西小学校、東小学校の生徒が増える、また通学距離も近くなるとか、合理的なことだと思う。個々の問題を色々解決しつつ、ぜひ進めていただきたい。

(G委員)

南小学校は親として好き。そこに通う子どもを見るのも好き。6年間子どもを預けて、子どもが成長して行って、その小学校が大好きだと思って育ててくれることを願って、子どもを育てている。いろんな意見を全部読んだ。保護者はやっぱりそういう思いが強い。どうしても適正化が必要というのは分かるが、そこをもっと理解するのが学校現場というか、教育委員会かと思う。

6年生からではなくその前からとか、そういった段階的な子どものことと保護者の思いを考えた案というのを考えていくのが筋なんじゃないかなと思う。旧コミセンの改築の話があったが、これを機にあの場所をあのままは良くないと思う。今回増築はないということだが、増築を今後もう一回検討されるなら、子どもたちの教室を離すのは職員室からの距離とか考えると難しいだろうと想定できるので、例えば給食配膳室を移動させるとか、会議室を移動するとか、一つしかない保健室のことなど全部含めて考えてもらいたい。

(H委員)

詳しい資料をいただいた。能登川に引っ越してきた身であり、開発の経緯や、土地がどのような形で拡充していったのか、東小がなぜあんなに大きいのかというのがよくわかった。その中でやはり気になるのは、対象となる地域の子どもたち。今日は令和6年度の新1年生からという案も出ているが、兄弟がいるところはどうか等いろいろ問題はあるかと思う。資料5に書いてある①と③で児童数の推移があるが①が今の学校の推移で、③が新しく造成され地域の数を入れた場合で、③の中の数字がこんなに大きくなるのが問題である。①の児童数を見れば、南小学校は一番多くて0歳でも139人。139人を4クラスで分けると、34、35人。それが可能かどうか分からないが、無茶な数字ではないと思う。ということは今この学校にいる人間が問題なのではなくて、新規に造成される地域の増の方が大問題だろうということがよくわかったと思う。

その中で今回の案として、新1年生から異動すれば、それでもいけるような折衷案が出されたと思うが、それなら前回の話にも出ていたように、通学距離のことはあるにせよ、新しく造成される地域を東小学校に動かすことで南小学校の人数の緩和や、東小学校の人数の増というところにも対応できるのではないかなと思う。問題としては小学校の適正規模化と通学距離の問題とを両方やろうとして、常に両立させなければいけないという考え方があるので、柔軟な案が出てこないと感じた。スクールバスの問題について、第1回目の時に話があったと思うが、それはバスの運転手がいらないからだという問題だった。確保されれば問題ないのではないかという考え方もできると思う。バスの運転手が確保できない、バスは廃止しますという前提で動かれているように思う。転校する子どもさんの心のケア、親御さんへの配慮、心の問題、そういったところに配慮するにあたって、今いる在校生や、今、南小学校区になっている方たちに対する配慮をしていかないと、子どもたちの問題よりも学区の問題の方が勝つというところが問題かと思う。

(事務局)

開発区域を東小学校に変更することについては、説明させていただいたと思う。

(H委員)

距離が遠いのはなぜだめなのか。文科省では、3 km以内であれば、範疇ではあるという風にされているところを、なぜか今回2.5 kmという線引きをされたのか。

(事務局)

2.5 kmについても、それを基準としているわけではない。子どもたちにとって通学の負担がかからない距離ってというのは大切なことだと認識している。1.6 kmの距離で済むところが、2.8 kmになる。あるいは1.7 kmになるところが、3 kmになる。

そういう校区を設定するのは適切でないと判断した。その解決策を天秤にかければ、通学距離の部分はやはり大事に考えるべきである。

通学距離と今から転校しなければいけない生徒の心のケア両方とも大事に考えながら進めている。転校については極力、そういうことのないような方法を取り入れたい、皆さんのお声の中から判断をしたということを申し上げた。それによって全てが解決することではないということも率直に申し上げた。兄弟の問題が残るということも、申し上げた。それについては保護者の方としっかりと議論を重ねていきたいと申し上げている。

(H委員)

議論を重ねるといえるのは良いかと思うが、どういう具体案を出して、どういう形で理解をされるのかということについては考えておられるか。

(事務局)

兄弟がおられる場合、元の学校に行けるようにするというのも一つの方法。それによって子どもたちは地域の方たちと違う学校に行くという課題も出てくる。どのように考えるかというのは、保護者の方と議論を重ねる以外に解決策はないと思っている。

(I委員)

個人的には、私の子どもは南小に通っていて、校区は変わりませんが、仲の良い子とは離れるので、親としても今までずっと一緒にいたので寂しい気持ちもある。審議会委員の立場として客観的に意見を言わせてもらおうと、今後の南小の児童数の推移を考えると仕方がないと感じている。しかし異動する子どもたちのケアや、保護者の方もすごく嫌だと言う話も聞いているので、その方々へのケアは十分にしていけないといけないなと思っている。

レインボーシティについては線路を跨がずに登校できる場所では良いと思うが、距離がすごく長くなるので、他の地域と比較するとメリットが少ないのではと感じていて、そこがより抵抗感が大きいのではないかと思う。こうした方が良いという意見がすぐには出ないが、そのように感じている。

(J委員)

たくさん資料、それから情報、説明をいただいて理解させていただいた。他市町の事例を聞かせてもらって、やはりそれぞれの事情があるということも理解した。第1回の時も話したが、お預かりしているお子さんの教育を進めるのが、一番の役割だと思っている。子ども、保護者の方が不安になられるということは、自然なことだと思っているので、その部分については心理士とか専門の方々の支援を受けながら、お子さんのお世話をさせていただきたいと思う。

(K委員)

詳しい説明を聞いてかせていただき、より見えてきたことがあるし、方向性として、一斉転校では

ないという考え方を持っているということも、保護者、児童に配慮して、考えて修正されていると思った。特に6年生で転校して卒業アルバムを6年生だけの環境で作るっていうのは気の毒な事というイメージがあったので、何年からということはこれから協議されることかとは思う。西小としては、単級で勉強していて、子どもたちはいろんな子と勉強したいという願いがあると思っている、先生方も、単級で一人だけで教材研究をするよりも複数の先生で協力し合った方がより良いものを作っている、そういうことも思っている。

(L委員)

学校は日々いろんなトラブルを抱えている。通学が変わるようなことが決まれば、転校に対する不安感、子どもたちが抱えるストレスへの対応、転校による児童の環境の変化及び保護者の負担増と多くの問題が生じることを危惧している。スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーなどの専門職による相談体制を整えるとともに、以前に学校間の交流会では共同学習等を行うということ、を本当に充実させていただきたい。教員の負担というのも少なからず出てくるかなと思うので、その辺のケアをしていただきたい。保護者も、いろんな面での不安を抱えておられる。能登川南小学校に通わせたいから、わざわざここに家を買った、大きな買い物したというような意見もあった。そのような意見等があることも十分理解のうえ進めていただければと思う。

(M委員)

自治会からの全ての意見を見た。自治会の皆さんの意見はほとんどの方が反対意見だったと思う。住民の方の意見も尊重すべきだと考えている。

学区編成の優先事項として適正規模化で子どもたちの心の安心安全っていうことが挙げられているが、やはり子どもたちの心の安全安心を優先的に考えてあげてほしいと思う。子どもたちの気持ちを考えて、理解してあげて欲しいと思う。先ほど一斉転校ではなく、新1年生からの転入について、兄妹姉妹はそうなったらどうするのか、行事はどうするのか、いろいろと問題点はたくさんあると思うので、しっかり検討していただきたい。

(N委員)

自治会の説明会の時の意見を読んで、今まで以上に審議会の委員としての責任の重さを感じた。いろいろな不安、心配の意見があって、対象となる方々の想いと受け止めさせてもらった。そのような説明会があり、前回の3回目の審議会があり、色々な意見が出た後に、今日このように具体的に詳しい資料を揃え説明をいただいた。対象となる保護者の方たちは具体的な手立てとか、こうしていきたいというようなことを聞きたいと思っていると思う。通学路が変わるけど、かえって危険になると書かれていた方がいたが、実際に歩いて見てくださったという話もあって、説明会でそういった話があったかわからないが実際に動いてくださったとも思われたと思う。意見書の中にいろんな意見に対する回答が欲しいという話も載っていたと思う。そういう具体的な手立てとかこのようにしていきたいという意見を返していくことによって、少しでもその対象となる方の不安がなくなればいいと思った。少しでも皆さんが納得できるような形で取り組んでいくことが大事なのかと感じる。

(会長)

一人ずつ貴重な意見をいただいた。子どもたちの不安、保護者の不安、いろいろな課題があるということをお皆さんに理解いただきながら、そのことに対するその不安の解消の方法、例えば事務局から弾力的にいろんなことを対応するという、不安の対応については教育長からスクールカウンセラーやソーシャルワーカーの数を増やして、きちんと配置するという答えもあった。また、できるだけ年内に、私たちの答申を出した後も、個々の子どもたちの様子や保護者の様子に対応して柔軟に対応

する、1年生からという対応の仕方も含めて、いろんな対応の仕方を柔軟にするということに対して、皆様に一定の理解をいただいたのかと。今後の事務局のさらなる努力を我々としても要望したいという思いの中で、南小のパンクの解消のために山路、林、レインボーのみなさんに学校を離れて、東小、西小に移っていただけませんかという一番の課題について、皆さんに少しずつ理解をいただけたのかと思った。今後、その弾力的に一つ一つの課題、子どもや保護者の不安に対して、どこまで事務局が汗をかかかというの大きな課題になるのかとも思った。

(副会長)

基本、今回諮問されたことについて、私は以前から学区の再編成が必要ではないかという意見をずっと持っていたので、やっと動いていただけたというのが最初の感想。ただ規模と内容については少し思うところもあったが、かなり検討された上でこうなったというのは今までの説明でよく理解をしたつもり。理解できていないのが、南小学校の横にある旧コミュニティセンター。そこに増築なりをしたときに、学校が上手く機能しないと。規模で言えば、かつて、東小学校は1,000名を超えたこともあったと思う。南小学校も八百数十人です。今は状況が違うということは分かる。特別支援教育の方はかなり充実していかなければならない。それに伴っての教室のことを、またその他のいろいろな配置のことがあるということで、前回も説明を聞いたが、素人にはまだちょっとそこが十分理解できていない。どうしても今までのことから言うと、まだ腑に落ちていない。

また、能登川地区は明治から最初は12小学校があって、ずっと統合を続けてきて、昭和22年に4小学校になって、さらに分校は昭和50年、51年ぐらいに統合されて、今の4つの小学校になった。統合の繰り返しをしたために、複雑な学区になっている。70年くらい経って、初めていよいよこの学区を検討されるわけだから、地元の方、特に直接関わられる方からすると、青天の霹靂であって、なぜだと言われるのも当然だと思う。地元の方の御意見に真摯に耳を傾け、子どもたちのために一番良い案を一緒になって考えていただきたいと思う。方向としては、一つの正しい方向だと私は思う。

(会長)

コミセン関係のことについてはG委員からの質問も含めて、どうしていくのが良いのか、今後考えてくださいという意見をいただいた。

(事務局)

コミュニティセンターの用地は議論には加えた。先ほど増築はできないことはないという言い方をした。G委員のおっしゃったように、給食の配膳が入るところからさらに増築して、普通教室を伸ばすと。入り口のコミセン側にずらしてしまうという形で検討を加えた。今の段階で、必要な教室数は普通教室6教室、特別教室3教室程度。トイレ等の増築部分を含めて、現実的には建てられないことはないと判断をしている。しかし、全体的な部分、例えば、最近ではコロナ禍で難しいが、体育館で全員が集まる様な学校活動や、グラウンドの使用状況、そういうことを含めると、いろんな支障が出てくるのが大規模校化の課題である。もう一つは教員から子どもたちへの十分な目配り、気配りが届くかということについては、大規模校化によって多少なりとも薄れる可能性があるということも言える。一方、単級学級を複数にすることによって、学校内での様々な問題に対応できるというメリットの部分を考え合わせると、適正規模化というのは必要なことであると判断し、増築は可能ではあるが、今のところは考えていないということである。

(会長)

年内かけて、少なくとも自治会にも保護者の方へも説明を丁寧に繰り返していくとのことであり期待をする。今日のような資料があって、今日のような内容が保護者に伝えられたら、保護者の理解と

いうのはもっと進むと思う。5回目の審議会までに、説明会を開き、その説明に対する保護者の反応があったかを聞かせていただきたい。説明会の具体的な予定は。

(事務局)

能登川地区の4小学校へは順次説明に伺う。諮問書にある現状の課題と諮問事項について能登川地区児童数の推移表や校区図を示して、説明をさせていただく。能登川北小学校には4月15日にPTA役員会で役員と教職員に対し説明をした。今後の予定は4月22日に能登川西小学校、能登川南小学校、5月11日には能登川東小学校でPTAの役員総会等の機会を利用し、説明をする予定になっている。その反応は、第5回審議会でお伝えさせていただく。市のホームページに第1回と第2回の議事要旨とそれぞれの資料について4月13日付で掲載をさせていただいた。

(会長)

今の説明の中で感じたことを申し上げたいと思う。教育長の説明とか、審議会に説明した内容を保護者に説明して欲しい。今の話だと第1回の時に説明されたような内容を、保護者に説明しに行かれると捉えたが、そうではなくて弾力的に1年生からというのも個々の児童、保護者にも弾力的に柔軟に対応しますとか、具体的な中身まで説明していただかないと、我々が不安に感じたような事が保護者の中で不安になってしまうだろうと思う。今日、教育長をはじめ事務局が御説明されたことをまとめ、資料化して、言葉だけの説明ではなく、今日のように見える形にして説明していただかないと、保護者の不安はなかなか消えないと思うので、よろしくお願ひしたい。

(事務局)

会長のおっしゃる通り、できるだけわかりやすく具体的に説明をしたいが、時間をどれくらいとってもらえるかというのが、学校によって異なるので、資料としてはしっかりとしたものを出したい。

(会長)

ぜひよろしくお願ひしたい。短時間の説明になってしまうと思うので資料として見える形にしたものが保護者に届けられると、後で読んで理解をしていただけるかと思う。

(H委員)

保護者への説明をPTA総会ですと言われたが、自治会への説明の予定はあるか。

それはこの審議会の答申の後か、それともこの答申を検討するにあたって、もう一度自治会に説明をされて、しっかりと資料を用いて説明をされて、こういう意見でしたというのを審議会にいただけるのかどうか。保護者だけでなく、今から子育てされる方もいると思うので、この説明は必要と思う。保護者もPTAの代表者だけでなく、聞きたい方はたくさんいると思うが、保護者の全員を集めるのは大変だと思うので、そこはどのようにどのタイミングで、その結果がこの審議会に返ってくるのか。

(事務局)

もう一度地域に入るという考え方はなくて、最終的に教育委員会の決定をする際に地域に入らせていただきたいと、先ほどは説明をさせていただいた。皆様方からの御意見の中では、やはり地域の方の意向を十分に汲み取りながら、議論を重ねながら、という話もあったと思うので、本来であれば5回目の日程を決める予定をしていたが、今回は日程を決めずに、関係自治会に一通り説明の場を設けるかどうかという打診をしながら、その結果、説明が必要であれば、説明に伺い、その結果をもう一度この場で報告することで、皆様方の判断もしていただきやすいのかと思った。自治会への説明を是

非させていただきたいと思うがいかがか。

(会長)

事務局長から自治会の方への説明に入るかどうかの打診を、第5回の前にするという話があった。必要があれば行かれると。保護者への説明も5月11日に東小が最終ということ。そういったものも含めて、第5回については、どういう進捗状況になったのかということを知って、第5回の日程を決めたいと思う。

大変長くなったが、いろんなことを聞かせていただき、私たちの理解も進んだ。出席の校長先生方も安心され、具体的に何をしなければならぬのかという思いも持っていただけたかと思う。

これで、第4回の審議会は終了させていただく。第5回については、また連絡させていただく。

3 閉会

以 上